## 令和2年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名·施設名	社会福祉法人浜坂会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和2年11月9日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取市福祉部地域福祉課 指導監査室

## 文書指摘事項

1

2

## 是正·改善状況報告

令和元年5月29日に開催した理事会に おいて定時評議員会の開催についての議案 が決議されたが、定時評議員会の議題「任期 満了に伴う新役員選出」に関して、監事の選 任にあたり在任する監事の過半数の同意を 得た旨が理事会議事録に記録されていない。 ついては、定款施行細則に基づき適切に議事 録に記録すること。(社会福祉法第43条第 3項で準用される一般社団法人及び一般財 団法人に係る法律第72条、定款施行細則第 13条第4項)

次回より監事の選任を行う場合、在任 する監事の過半数の同意を得て行うよ うにします。

その場合、議事録に「監事選任案に関する同意書」を添付します。

令和元年5月13日に定時評議員会の開催通知を発出し、同年6月5日に定時評議員会を開催している。開催通知の発出までに理事会において評議員会の日時及び場所、評議員会の議題・議案について決議し、計算書類等(計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告)について承認を受ける必要があるが、理事会の決議及び承認が見受けられない。ついては、適切に理事会で決議及び承認すること。

各役員に早めに日程調整をしていた だく為に理事会実施前に開催通知を郵 送していた。(承認前の案の日程)

評議員会資料については、通知書とは 別に配布していますので理事会承認後 のものとなっています。

今後は、日程調整に注意し、2週間以上の間隔を取るようにするとともに、開催通知についても理事会終了後に行います。

また、理事会で承認された計算書類等は 定時評議員会の2週間前から主たる事務所 に備え置く必要があるが、計算書類等が理 事会で承認されたのは令和元年5月29日 であり、定時評議員会開催の日の7日前 (中6日)となっている。ついては、定時 評議員会の日時を適切に設定すること(社

	会福祉法第45条の9第10項で準用され	
	る一般社団法人及び一般財団法人に係る法	
	律第181条及び第182条、社会福祉法	
	第45条の29、同法第45条の32)	
3	理事会への欠席が続く監事が見受けられ	突発的な案件が重なり、欠席が連続し
	る。ついては、事務局は出席が可能なよう	てしまった。
	に日程調整を行うとともに、調整を経ても	今後は、前回止む無く欠席となった場
	なお理事会への欠席が続く場合は、監事の	合は、優先的に日程調整を行い、連続し
	改選について検討すること。(社会福祉法人	て欠席とならないよう努めます。
	審査基準第3の1)	
4	理事長及び業務執行理事の報告について、	口頭報告のみのため、議事録内容が不
	理事長及び業務執行理事が行った事項に係	十分であった。
	る報告の内容が議事録、議案書等で確認する	令和2年11月17日の第174回
	ことができなかった。ついては、内容がわか	理事会より、報告書を書面にて作成し、
	るように報告すること。(社会福祉法第45	理事会資料として配布し、報告していま
	条の16)	す。